

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

《中心市街地における土地利用の更新を先導するモデル事業の導入》

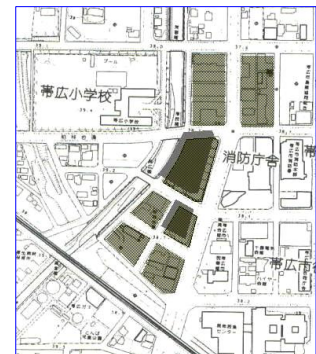
中心市街地の区域の西端エリア約 5ha には、1970 年に卸売業等店舗集団化事業を導入して整備した流通系の団地がある。

しかし、事業の導入から 40 年以上が経過した今日、物流環境の変化による団地機能・役割分担の変化、既存施設の老朽化や狭隘化、鉄道高架や街路整備などによる交通環境の変化などの諸問題が顕在化してきた。

平成 15 年度に実施した関係企業へのアンケート調査においても、現状に問題なしと回答しているのは 3 分の 1 にとどまっており、このまま放置することになればエリア全体の荒廃は避けられず、隣接する市役所や基幹総合病院などが立地する公共公益ゾーンと連携した土地利用が望まれる。

こうしたことから、当該エリアの機能更新を図るための長期計画を策定するとともに、敷地面積約 1.2ha の再整備事業を実施し、街なか居住を柱として、事業系、商業系を加えた複合施設を整備することにより、中心市街地における土地利用の更新を先導するモデルとする。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。



[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 開広団地再整備事業</p> <p>内容： 居住施設供給、高齢者に対応した生活・福祉サービス等の整備</p> <p>実施時期： 平成 21 年度基本設計、平成 25 年度実施設計等、平成 26 年度本工事</p>	<p>(仮称) 開広団地市街地再開発組合</p>	<p>事業内容については、現在検討中である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>実施時期： 平成 21～26 年度</p>	<p>特になし</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

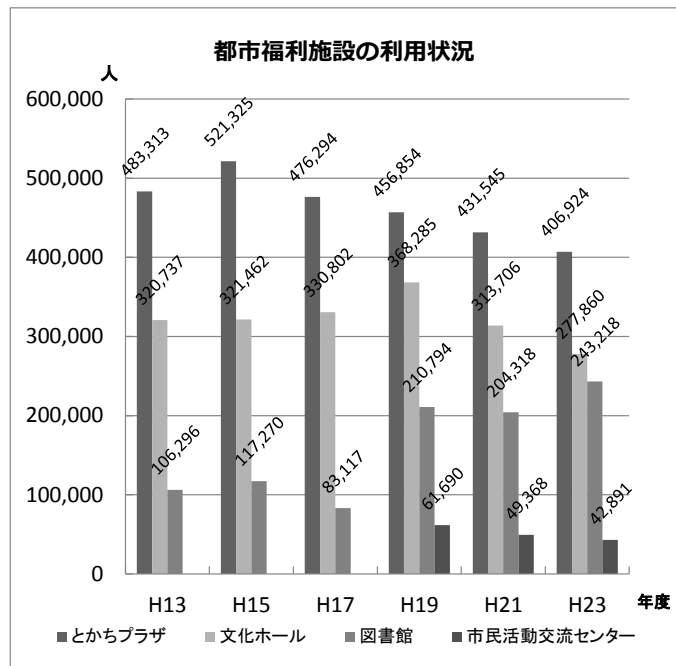
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市営駐車場管理運営事業</p> <p>内容： 中心市街地に立地する市営駐車場4か所を管理運営し、来街者の利便性を確保する事業</p> <p>実施時期： 昭和49年度から実施中</p>	<p>帯広市 (指定管理者)</p>	<p>中心市街地に立地する4か所の市営駐車場（中央、中央第二、駅北地下、駅南の各駐車場）を管理・運営することにより、中心市街地への来街者の駐車利便を確保する事業である。</p> <p>平成24年度からは、指定管理者（民間事業者）が駐車場使用料を自らの収入とする利用料金制を導入し、民間ノウハウの活用によりサービスを向上させ、中心市街地への来街者の増加を図ることとしており、中心市街地のにぎわい創出に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

本市の中心市街地には、公共施設として、市民文化ホール（大ホール、小ホール、音楽練習室ほか）、とまちプラザ（小ホール、ギャラリー、会議室ほか）、図書館、地元唯一の藤丸百貨店の8階フロアを活用し整備した市民活動交流センター（市民交流ホール、子育て活動室、高齢者活動室ほか）が立地し、平成21年3月には市民ギャラリーが整備された。これらの施設は、市民に生涯学習の機会を提供するとともに多様な団体活動を支えている。

また、診療科21科、病床数748床を有するJA北海道厚生連帯広厚生病院をはじめとした医療機関も中心市街地に集積している。



帯広市第六期総合計画においても、都市福利施設に関する施策として、「芸術・文化の振興」や「医療体制の充実」などを掲げ、事業を推進していくこととしている。

そこで、これまでに整備された既存の公共施設を活用し芸術・文化の振興を図っていくほか、再整備が行われる開広団地地区においては、都市福利機能の充実を図っていくこととする。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 開広団地再整備事業 内容： 居住施設供給、高齢者に対応した生活・福祉サービス等の整備 実施時期： 平成21年度基本設計、平成25年度実施設計等、平成26年度本工事	(仮称) 開広団地市街地再開発組合	事業内容については、現在検討中である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期： 平成21～26年度	特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

※該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の促進の必要性

昭和 35 年当時の中心市街地には、約 1 万 3 千人の市民が居住していた。その後、クルマ社会の進展や都市の発展にともなう郊外部の宅地化などから、平成 12 年には約 1,800 人まで減少した。居住人口の減少とともに中心市街地の賑わいは確実に失われていった。このことから、街なか居住者の増加対策は、中心市街地活性化に向けた最も重要な取り組みであり、少子高齢化の進行という現状を踏まえながら、様々な居住ニーズに対応した住居を供給することで、着実に賑わいを取り戻すことが可能となる。

本市の冬は厳しく、最低気温はマイナス 20 度となり極寒の日が続く。また、積雪も平年で 50cm と、屋外での活動が制約される。

その点、中心市街地の主要な路線では、歩道部にロードヒーティングが敷設されており、冬期間も安全で快適な歩道が確保されている。また、本市で唯一の全蓋式アーケードが設置されている広小路商店街では、大雪などの天候の心配もなく、快適な公共空間が提供されている。さらに、平成 21 年 3 月に整備した市民ギャラリーをはじめ、とかちプラザ（生涯学習施設）、図書館、市民活動交流センターなど、文化・芸術などの活動拠点施設が集積し、利活用のための様々な事業が行われており、中心市街地の居住環境の向上に寄与している。

また、本市では都市計画マスタープランの基本方向で掲げる「拡大型の都市づくりから既存活用型のまち使いへ」に基づき、コンパクトなまちづくりを推進しているほか、環境モデル都市行動計画においても、中心市街地活性化の実現などによって、環境負荷を抑えた持続可能なまちづくりを進めることとしている。

このように、街なか居住は、中心市街地に整備された高水準の都市機能を有効に活用することはもちろん、行政コストの効率化や環境負荷の低減を図り、持続的な都市経営にも繋がることから、中心市街地の活性化のために必須の取組である。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

《中心市街地における土地利用の状況「都市計画基礎調査」》

平成 21 年度の「都市計画基礎調査」によると、中心市街地における建物の老朽率は平均で 64.3%となっており、70%を超えているゾーンは、126 ゾーンのうち 47 ゾーンとなっている。

従って、将来にわたり持続的な中心市街地の発展を図るためには、画地単位の小規模な土地利用の更新と併せて街区単位の大規模な土地利用の更新を進めることが重要な課題である。

ゾーン数	建物棟数	老朽建物数	老朽率 (%)	木造建物数	木造率 (%)	1980年以前の木造建物
126	1,136	730	64.3	621	54.7	478

■算定式

$$\text{老朽率}(\%) = \text{老朽建物棟数} \div \text{全建物棟数}$$

■構造別老朽年限

構造	老朽年限	西暦
木造	20年	1987年
簡易耐火	20年	1987年
耐火	35年	1972年

特に、街区単位の土地利用を更新するためには、関係地権者が一丸となって事業に取り組む機運の醸成が重要であり、それを支援する行政の役割も不可欠である。

このような街区単位の更新は一朝一夕に中心市街地全体に波及することは難しく、熟度が高まった地域から事業化を目指すことが効果的である。

本計画においては、開広団地再整備事業や北洋帯広ビル跡地整備事業などにより、土地利用の転換をすすめる“街なか居住”を促進する事業のほか、多様な居住ニーズの把握と事業者が進める事業化の取組への橋渡しが重要であることから、街なか居住を促進するため、まちなか居住プラットフォーム事業を、空き地空き店舗の活用、街なかへの居住や住み替えの促進に寄与する事業として、本基本計画に位置付けている。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

○ゾーン別の建物老朽率



資料：都市計画基礎調査 (H21)

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 開広団地再整備事業</p> <p>内容： 居住施設供給、高齢者に対応した生活・福祉サービス等の整備</p> <p>実施時期： 平成21年度基本設計、平成25年度実施設計等、平成26年度本工事</p>	<p>(仮称) 開広団地市街地再開発組合</p>	<p>事業内容については、現在検討中である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（開広団地地区）） 実施時期： 平成21～26年度</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： まちなか居住プラットフォーム事業</p> <p>内容： 市民（居住者）、民間事業者、行政の3者からなる「場づくり」</p> <p>実施時期： 平成22年度から実施中</p>	<p>帯広市</p>	<p>街なか居住を促進するには、多様な居住ニーズの的確な把握と事業者（地権者・建築者）が進める事業化の取組への橋渡しが重要である。</p> <p>この実現には、市民（居住者・居住希望者）、民間事業者、行政、学識経験者などがそれぞれの役割分担のもと、連携して取り組む必要があり、そのための市民参加型の「場づくり」が必要である。</p> <p>まちなか居住プラットフォームは、街なか居住を希望する市民のニーズを把握し、事業者が進める事業内容に反映していくこと、あるいは、事業者・地権者へのリフォームや住み替えの促進、空き地・空き店舗の活用などの情報提供を図ることにより、街なかへの居住や住み替えを促進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（開広団地地区）と一体の効果促進事業）</p> <p>実施時期： 平成25年度～</p>	<p>特になし</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------------

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※北洋帯広ビル跡地整備事業について検討中

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※北洋帯広ビル跡地整備事業について検討中

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 北洋帯広ビル跡地整備事業 内容： 住宅、商業施設等の整備（検討中） 実施時期：		事業内容については、支援措置を含め現在検討中である。	支援措置： 未定	特になし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 町内会加入促進事業</p> <p>内容： 町内会の加入戸数の増を図る事業</p> <p>実施時期： 平成12年度から実施中</p>	<p>帯広市町内会連合会</p>	<p>地域コミュニティを支える町内会への加入を促進するため、各町内会において、加入促進チラシの配布等により、未加入世帯や共同住宅入居者等の町内会への加入を促進するものである。</p> <p>町内会は、地域コミュニティにおいて大切な役割を果たしており、町内会への加入促進は、中心市街地のコミュニティ再生につながることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： 自主防災組織の設立促進事業</p> <p>内容： 災害に備えた地域の防災組織の設立を進める事業</p> <p>実施時期： 平成17年度から実施中</p>	<p>帯広市町内会連合会</p>	<p>災害に備えて、地域ぐるみの協力体制づくりを目指して、各町内会において、自主防災組織の設立を進める事業であり、安心安全な地域コミュニティづくりに寄与するもので、中心市街地のコミュニティ再生につながることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： 市民活動交流センター運営事業</p> <p>内容： 中心市街地において市民活動の拠点施設を運営する事業</p> <p>実施時期： 平成18年度から実施中</p>	<p>帯広市</p>	<p>第一種市街地再開発事業で昭和57年に整備されたビル(百貨店がメインテナントとして入居)の1フロアを使用し、多目的活動室、情報室、会議室等を備えた市民活動の拠点となる施設を運営することにより、市民の自主的活動を支援するものである。</p> <p>中心市街地において市民の交流拡大を図る事業であり、中心市街地の魅力を高め、居住環境の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	-------------

<p>事業名： おびひろ市民芸術祭事業</p> <p>内容： 中心市街地において、市民主体の芸術・文化活動の発表の場を提供するとともに、身近な文化活動を鑑賞する機会を市民に提供する事業</p> <p>実施時期： 昭和56年度から実施中</p>	<p>おびひろ市民芸術祭実行委員会</p>	<p>中心市街地における主要な公共施設である帯広市民文化ホールや帯広市民ギャラリーにおいて、市民主体の芸術・文化活動の発表の場を提供するとともに、身近な文化活動を鑑賞する機会を市民に提供する事業である。</p> <p>芸術・文化活動を通してまちづくりの促進、中心市街地の文化機能の強化が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	-------------

<p>事業名： 芸術文化鑑賞事業</p> <p>内容： 中心市街地において、市民に優れた舞台芸術や美術、音楽などの鑑賞機会を提供する事業</p> <p>実施時期： 平成元年度から実施中</p>	<p>帯広市、帯広市教育委員会、指定管理者</p>	<p>中心市街地における主要な公共施設である帯広市民文化ホールや帯広市民ギャラリーにおいて、市民に優れた舞台芸術や美術、音楽などの鑑賞機会を提供する事業である。</p> <p>芸術・文化活動を通してまちづくりの促進、中心市街地の文化機能の強化が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： プラザまつり事業</p> <p>内容： 生涯学習施設であるとかちプラザにおいて、市民の学習成果の発表の場の提供と施設の利用促進を図る事業</p> <p>実施時期： 平成7年度から実施中</p>	<p>指定管理者など</p>	<p>市民の作品展示会、高齢者学級、子ども向けの工作体験、市民活動の発表会など、市民のさまざまな学習成果の発表の場の提供と、施設の利用促進を図る事業である。</p> <p>中心市街地における主要な公共施設であるとかちプラザを活用し、生涯学習活動を通してまちづくりの促進、中心市街地の生涯学習機能の強化が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： 図書館利活用事業</p> <p>内容： 図書館を利活用し、学習活動を通してまちづくりを促進する事業</p> <p>実施時期： 平成17年度から実施中</p>	<p>帯広市など</p>	<p>図書館では、子どもから高齢者、障害者を対象とした様々な事業のほか、近隣の文化施設や書店とも連携した講演会や展示会の開催により、幅広い年齢層の市民に学習する機会や場の提供を行っている。</p> <p>また、鉄道・バス交通が集積する地域のため、市内・市外から広く人を集め、登録者の1割強が市外からの住民である。このことから、図書館を利活用し、学習活動を通じたまちづくりの促進や、広域的な文化機能の強化が図られることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	-------------

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

中心市街地における商業の集積は、本市唯一の地元百貨店「藤丸」を核として専門店や生鮮食料品店などが十勝圏唯一の規模で展開しており、郊外型の大型商業施設が立地した今日においても、その機能と存在意義は極めて重要である。

しかし、都市化の進展やライフスタイルの変化などから中心市街地の居住者は減少の一途をたどり、平成12年には2千人を割ったことから、地域コミュニティの衰退が現実のものとなった。

商店街を支えていた地域コミュニティの弱体化によって、中心市街地が衰退してきたことは明らかであり、今一度、中心市街地を生活空間として再生することが求められている。

中心市街地には、地元百貨店の西側約100mに旧イトーヨーカドー跡ビルが、移転閉店以来10年以上にわたってシャッターを閉めた状態となっている。

昭和50年、大型スーパー「イトーヨーカドー」がオープンし、昭和57年に地元唯一の百貨店「藤丸」が、第1種市街地再開発事業により現在地へ移転開業以降、百貨店とスーパーの相乗効果で、客足を中心市街地へと向けていた。

この「旧イトーヨーカドー～藤丸百貨店～広小路商店街」をつなぐ市道南8丁目線は、重要な歩行者動線として賑わい創出の軸を形成しており、本市のメインストリートである西2条通り（平原通り／道道帯広停車場線）の活性化とともに、この軸を復活・再生することが、中心市街地の商業の活性化にとって、重要な課題となっている。

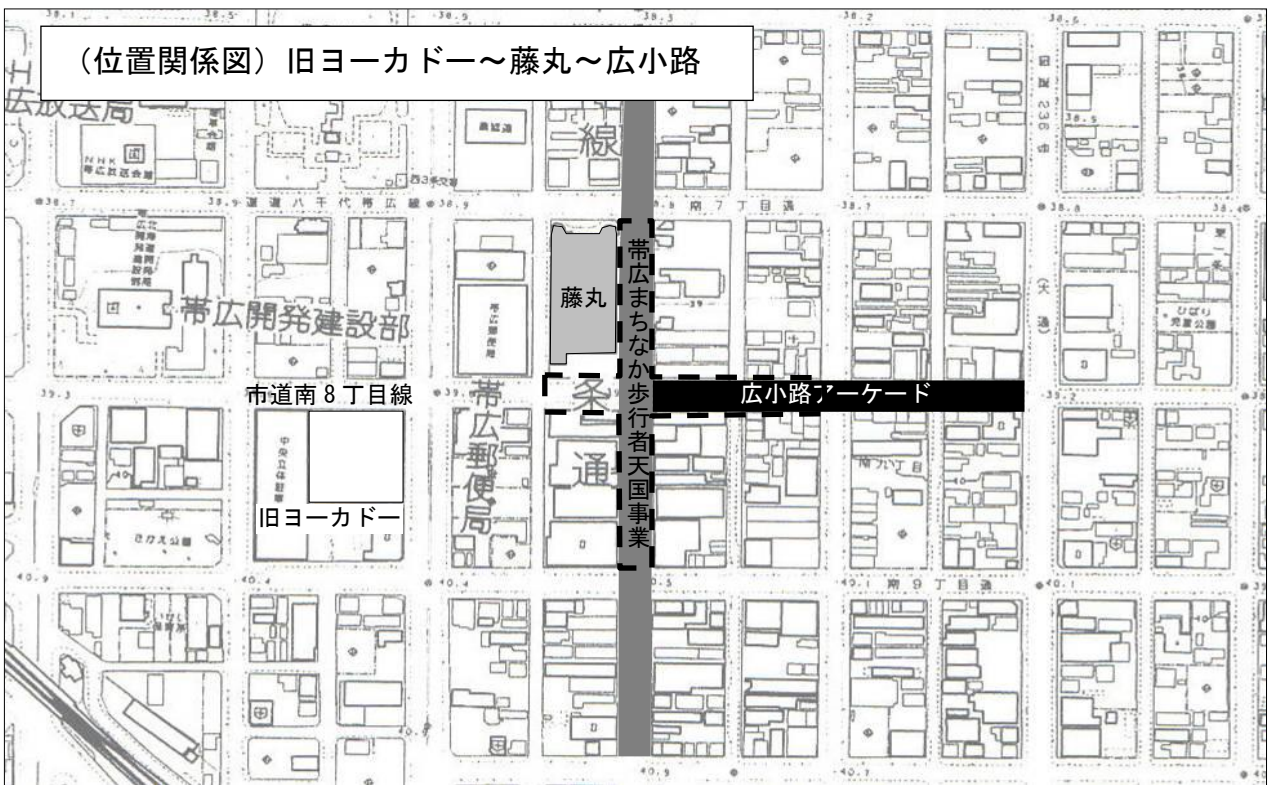
また、中心市街地で最も長い歴史を有する広小路商店街には、昭和55年に建設された市内唯一の全蓋式のアーケードが存在し、商店街はもとより中心市街地のメモリアル的存在となっている。

このアーケードは、平成23年に全面的に改修され、老朽化により外観の悪化や照度の低下が著しかったアーケード内空間が一新されて快適な空間に生まれ変わった。今後は、この空間を活用して、商業の活性化と中心市街地のにぎわい創出につなげていくことが求められている。

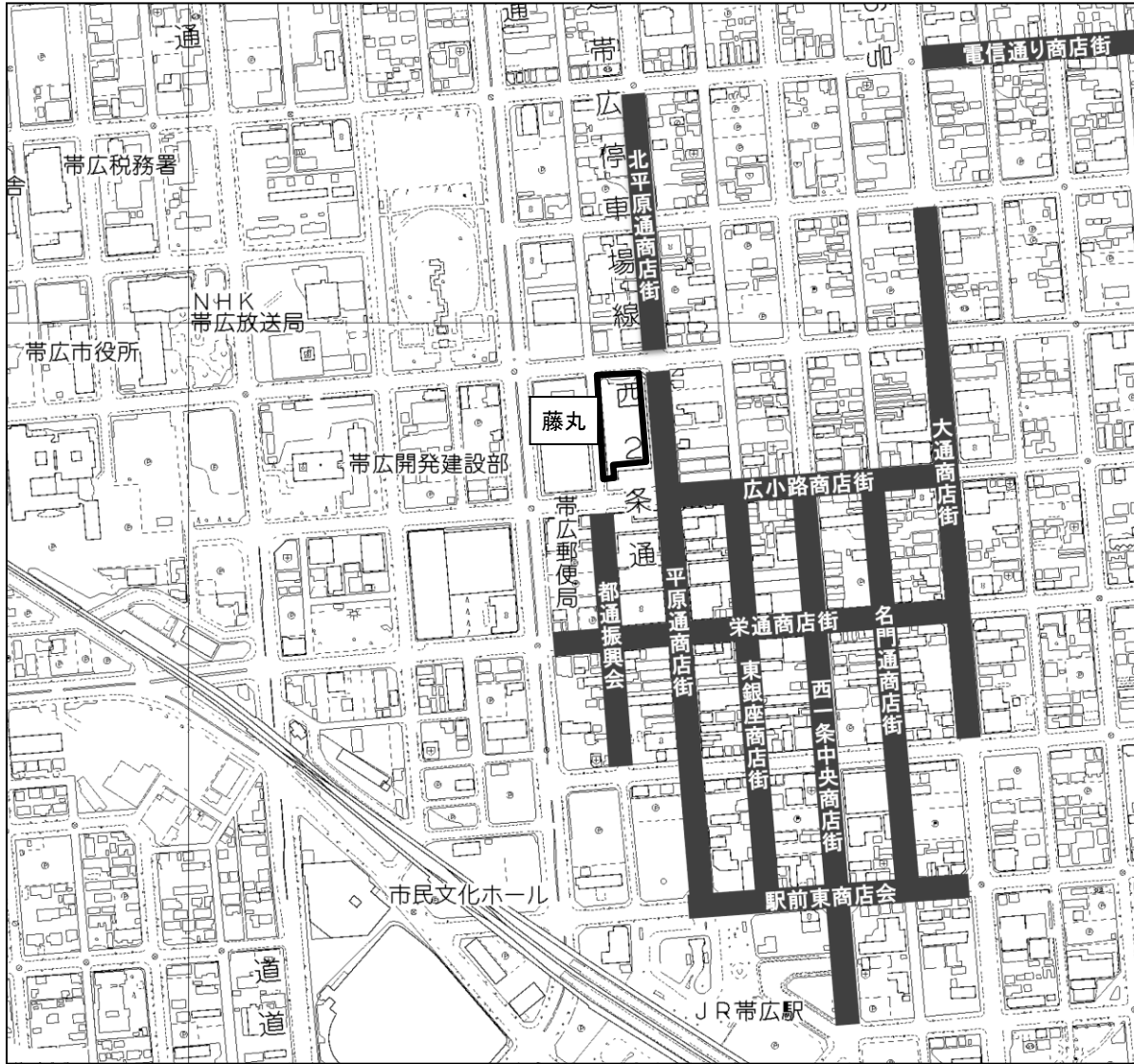
このような現状を踏まえ、平成18年から市道南8丁目線、西2条通りで実施されている帯広まちなか歩行者天国事業や、広小路アーケード空間を活用した集客及び回遊・滞留事業などの中心市街地で実施されるイベントは、商業の活性化にとって、その必要性が高いことから、本基本計画事業として位置づけるものである。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

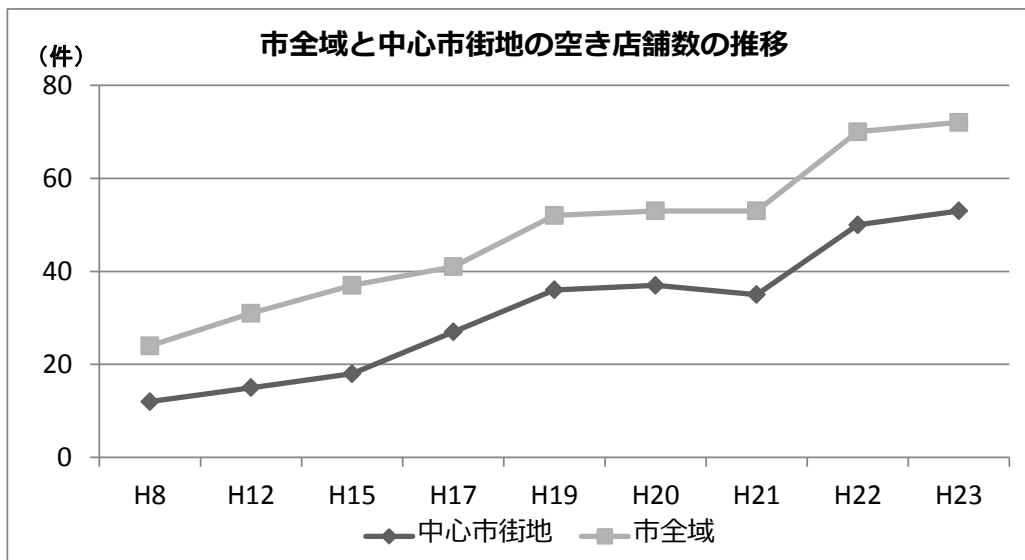
(位置関係図) 旧ヨーカドー～藤丸～広小路



○中心市街地商店街区域図



○空き店舗数の推移（帯広市、商店街区域において調査）



[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 帯広まちなか歩行者天国事業</p> <p>内容： まちなか歩行者天国を開催する事業</p> <p>実施時期： 平成 18 年度から実施中</p>	<p>帯広まちなか歩行者天国実行委員会</p>	<p>商店街、市民団体やボランティアなどの手作りで、中心市街地に「帯広まちなか歩行者天国」を開催することによって、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図り、まちを訪れる人が増え、交流が盛んになり、まちに住む人が増えること、最終的には、「地域コミュニティの再生」につながることを目標とする取組であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 帯広まちなか歩行者天国実行委員会補助金（市）</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： 商店街活性化事業 演出・催事実施事業</p> <p>内容： 商店街の環境整備と賑わい創出により振興発展を図る事業</p> <p>実施時期： 昭和 62 年度から実施中</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会および加盟商店街</p>	<p>商店街を単なる買物の場としてばかりでなく、市民が求める「ゆとり」、「うるおい」を創出する場として環境整備を計画的に進めるとともに、「にぎわい」、「ふれあい」をもたらす祭り・イベントなどの文化的演出を創出することにより商店街の振興発展を図ることを目的とするものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 商店街活性化事業補助金(演出・催事実施事業補助金) (市)</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： 商店街活性化事業 地域いたわり商店街事業</p> <p>内容： 地域住民により密着した商店街となり商業の振興を図る事業</p> <p>実施時期： 平成 20 年度から実施中</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会および加盟商店街</p>	<p>空き店舗、買い物弱者対策など地域課題の解決に向けた取り組みや、商店街の有する来街者向けの施設の整備、修繕を商店街自らが進めることにより、地域住民に密着した商店街となっていくことで、商業の振興を図ることを目的とするものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中心市街地活性化ソフト事業 商店街活性化事業補助金(地域いたわり商店街事業補助金) (市)</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>特になし</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 ※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 帯広通信通り商店街活性化事業</p> <p>内容： 商店街の空き店舗と、高齢者・障がい者を活用して行う活性化事業</p> <p>実施時期： 平成23年度から実施中</p>	<p>帯広通信通り商店街振興組合</p>	<p>帯広通信通り商店街では、近郊での大型小売店舗の出店等により商店街の店舗数が減少し、空き店舗も発生していたことから、NPO法人や社会福祉法人などと連携し、障がい者、高齢者を活用した商店街活性化事業計画を作成し、平成23年に地域商店街活性化法の国の認定を受けた。本計画に基づく各事業は、空き店舗を解消し、商店街の振興発展を図ることを目的とするものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置： 中小商業活力向上事業補助金 地域商店街活性化法認定計画事業補助金(市)</p> <p>実施時期： 平成24年度～平成28年度</p>	<p>特になし</p>

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 広小路アーケード空間を活用した集客・回遊・滞留事業</p> <p>内容： 広小路アーケードの空間を活用して行う、商店街活性化事業</p> <p>実施時期： 平成23年度から実施</p>	<p>広小路商店街振興組合</p>	<p>広小路商店街は、本市のなかでも最も歴史のある商店街であり、唯一全蓋アーケードが整備されている。このアーケードは平成23年度に改修され、新たな装いとなった。</p> <p>このアーケードによる空間を活用し、半世紀以上の歴史を刻んだ「七夕まつり」をはじめ、広小路商店街にゆかりのある歌人中城ふみ子の歴史展、スイーツ店と連携したスイーツフェアなどを開催する事業である。</p> <p>この事業によって、他の活性化事業との相乗効果が発揮されることが期待される。</p> <p>商業者を中心として、中心市街地のにぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： おびひろイルミネーションプロジェクト</p> <p>内容： イルミネーションにより中心市街地の活性化を図る事業</p> <p>実施時期： 平成14年度から実施中</p>	<p>おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会</p>	<p>冬期間、中心市街地に賑わいを再生するため、地元企業が中心となり実行委員会を組織して、イルミネーションの一斉点灯を実施し、多くの市民が「イルミネーション点灯募金」を通じて、参加することにより、自らまちづくりや中心市街地の活性化に対する意識の向上を図ることを目的とする事業である。</p> <p>駅前のハルニレの木を中心とするイルミネーションの一斉点灯には、地域の子ども達も参加しており、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： 北の屋台事業</p> <p>内容： 屋台営業を通じて、にぎわいを創出するとともに、起業者を支援する事業</p> <p>実施時期： 平成13年度から実施中</p>	<p>北の起業広場協同組合</p>	<p>中心部のにぎわいづくりのため、十勝産の食材を活用しながら、20店舗の屋台による通年営業を実施している。屋台営業者が自らの店を持って独立することを目指し、3年を一区切りに店舗の入れ替えを行っており、現在は4期目となっている。</p> <p>中心市街地において多くの集客をもたらす、にぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： まち美化サポート事業（クリーン・キャンパス・21）</p> <p>内容： どこよりも美しいまちを目指す清掃美化活動</p> <p>実施時期： 平成13年度から実施中</p>	<p>クリーン・キャンパス・21推進実行委員会</p>	<p>地域住民や地元企業の力を原動力として、「自分達のまちは自分達の手で美しく」との共通認識のもと、「どこよりも美しいまち」を目指すことを目的に、推進実行委員会を組織して、清掃美化活動に取り組む事業であり、地域住民や企業など、誰もが参加できる地域のコミュニティ活動として、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： 平原のルキア</p> <p>内容： イルミネーションにより魅力ある中心市街地の形成と活性化を図る事業</p> <p>実施時期： 平成15年度から実施中</p>	<p>平原のルキア実行委員会</p>	<p>地元企業が実行委員会を組織して、帯広駅北多目的広場に、イルミネーションのシンボルツリーを設置するとともに、様々なイベントの展開により、冬期間の魅力ある中心市街地の形成と活性化を図ることを目的とする事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： 商人塾事業</p> <p>内容： 新規起業者の開業を支援する事業</p> <p>実施時期： 平成16年度から実施中</p>	<p>帯広商工会議所</p>	<p>中心市街地の既存の空き店舗において、起業、開業する者を対象に経理、接客、商品陳列、心構え等の講習を実施するほか、立ち上げ支援として開業から一定期間の家賃及び改修費を支援して、起業者を支援する事業である。</p> <p>中心市街地の空き店舗の解消及び商業機能の向上が図られる事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： まちなかインキュベーション事業</p> <p>内容： 中心市街地で起業者を育成する事業</p> <p>実施時期： 平成23年度から実施中</p>	<p>株式会社 まちづくり元気おびひろ</p>	<p>北の屋台事業と連携し、将来の起業を目指す者を募集、選考し、北の屋台の店舗で一定期間、実際の営業のノウハウを学ばせ、修了後は独立させることによって、起業者を育成する事業である。</p> <p>中心市街地の空き店舗の解消及び商業機能の向上が図られる事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： OBIHIRO ほっと マグフェスタ</p> <p>内容： 中心市街地で、 来街者の回遊性 を高める事業</p> <p>実施時期： 平成22年度から 実施中</p>	<p>OBIHIRO ほっとマ グフェス タ実行委 員会</p>	<p>市内飲食店と連携して、マグカ ップを販売し、マグカップ所有者に対 して、各店舗のオリジナルメニュー を提供することで、来街者の回遊性 を高める事業である。</p> <p>中心市街地のにぎわいの創出及 び商業への波及を図る取組であり、 中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支 援措置の内 容：特にな し</p>	<p>特にな し</p>
<p>事業名： 自慢の逸品事業</p> <p>内容： 商店街の各店舗 で自慢できる商 品を紹介、宣伝 する事業</p> <p>実施時期： 平成19年度から 実施中</p>	<p>帯広市商 店街振興 組合連合 会</p>	<p>帯広市内全商店街の各店舗から、 自慢できる商品、サービスの公募を 行い、審査した上で「自慢の逸品」 として選定し、パンフレット、Web サイトなどで広く市民に宣伝する ことで、各店舗の魅力を向上させる 事業である。</p> <p>中心市街地での商業の活性化を 図る取組であり、中心市街地の活性 化に必要である。</p>	<p>国以外の支 援措置の内 容：特にな し</p>	<p>特にな し</p>

<p>事業名： まちなか産直市</p> <p>内容： 中心市街地で地域の農家が地場産野菜の産直市を実施</p> <p>実施時期： 平成24年度から実施</p>	<p>おびひろ 軽トラタ 市運営協 議会</p>	<p>地場農産物の消費拡大を推進するため、地域の農業者が、夏期間(概ね6~10月の毎週土曜午前中)に街なかで産直市を実施し、地場産野菜等を販売する事業である。</p> <p>中心市街地のにぎわいの創出及び商業への波及が期待できる取組であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： 共通駐車券事業</p> <p>内容： 共通駐車券により商店街の活性化を促進する事業</p> <p>実施時期： 平成元年度から実施中</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会</p>	<p>中心市街地の商店街と駐車場がタイアップして共通の駐車券を発行し、課題となっている中心部の駐車利便の向上と商店街の活性化を促進するものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： 商店街活性化事業 歩道ロードヒーティング設備 維持事業</p> <p>内容： 冬期の快適な歩行空間の確保による賑わい創出事業</p> <p>実施時期： 平成11年度から 実施中</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会および加盟商店街</p>	<p>商店街の歩道ロードヒーティングは、街路整備に合わせて、冬期における快適な歩行者空間の確保による賑わいづくりの基盤として、これまでに商店街が設置してきたものである。これを維持していくことにより、都市の魅力向上、商店街の活性化に貢献するものであり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： 2012 フードバレーと かちマラソン大会</p> <p>内容： マラソン大会を実施</p> <p>実施時期： 平成24年度</p>	<p>2012 フードバレーと かちマラソン大会実行委員会</p>	<p>帯広市中心市街地を発着するマラソン大会の実施。</p> <p>市民の健康増進、及びフードバレーと かち構想の推進や中心市街地の活性化を目的とし、イベント参加型をプラスし観光部門等と連携したマラソン大会を実施するもの。</p> <p>また、帯広市開拓130年（市制施行80年）記念大会としても実施する。</p> <p>鉄道高架事業や、土地区画整理事業により街路が整然と整備された中心市街地においてマラソン大会を実施することで、中心市街地の賑わいを創出する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： とちまちマルシェ 事業</p> <p>内容： 中心市街地において十勝の食を アピールし、集 客を図る事業</p> <p>実施時期： 平成23年度から 実施中</p>	<p>帯広商工 会議所</p>	<p>先人が培った食の王国「とちまち」 をアピールするイベントとして、オ ール十勝で開催するものである。地 域資源を活用しながら、中心市街地 の賑わいを創出する事業であり、中 心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支 援措置の内 容：とちまち マルシェ負 担金（市）</p>	<p>特にな し</p>
<p>事業名： おびひろ平原ま つり</p> <p>内容： 中心市街地にお いて夏まつりを 開催し、集客を 図る事業</p> <p>実施時期： 昭和2年度から 実施中</p>	<p>帯広のま つり推進 委員会</p>	<p>8月中旬に3日間にわたって開 催される十勝管内最大の夏まつり である。例年10万人を超える来場 者を集めており、中心市街地の賑わ いを創出する事業であることから、 中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支 援措置の内 容：特にな し</p>	<p>特にな し</p>

<p>事業名： おびひろ菊まつり</p> <p>内容： 中心市街地において菊をテーマにしたまつりを開催し、集客を図る事業</p> <p>実施時期： 昭和 45 年度から 実施中</p>	<p>帯広のまつり推進委員会</p>	<p>10 月下旬から 11 月上旬の約 1 週間、さまざまな菊の展示を行うほか、姉妹都市の物産販売などを実施するイベントである。例年 1 万 5 千人程度の来場者を集めており、中心市街地の賑わいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： ベーカリーキャンプ</p> <p>内容： 著名なシェフによるパン作り講習を行う事業</p> <p>実施時期： 平成 25 年度～</p>	<p>帯広市食産業振興協議会、ベーカリーキャンプ実行委員会</p>	<p>著名なパン職人によるパン講習会を実施し、全国からパン職人等の集客を行う事業である。</p> <p>中心市街地において多くの集客をもたらし、にぎわいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： なし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： 社会を明るくする運動</p> <p>内容： 非行や犯罪に陥った人の立ち直り、支援を行い、犯罪のない社会作りを目指す事業</p> <p>実施時期： 平成5年度から実施中</p>	<p>社会を明るくする運動帯広市地区推進委員会</p>	<p>非行や犯罪に陥った人の立ち直り、支援を行い、犯罪のない社会作りを目指す事業である。</p> <p>7月の強化月間においては、帯広地区保護司会、更生保護女性会、ほか70余りの関係団体の協力を得て、中心市街区域内で街頭啓発パレードを行う。</p> <p>パレード当日は関係団体のほか、自衛隊、バトントワラーズを伴って総勢100名以上でパレードを行う。</p> <p>帯広まちなか歩行者天国事業の実施日にパレードを行って、中心市街地ににぎわいをもたらしていることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： なし</p>	<p>特になし</p>
<p>事業名： ツールド十勝</p> <p>内容： 自転車競走を行い、にぎわいを創出する事業</p> <p>実施時期： 平成21年度から実施中</p>	<p>十勝サイクルフェスティバル実行委員会</p>	<p>西5条通から十勝大橋まで北上するコースで個人タイムトライアル、ロードレースを行い、とかちプラザを周回コースでクリテリウムなどを実施する事業である。</p> <p>鉄道高架事業や、土地区画整理事業により街路が整然と整備された中心市街地において自転車競走大会を実施することで、中心市街地の賑わいを創出する事業であり、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： ガイアナイト in おびひろ</p> <p>内容： ライトを消し、 ローソクのあか りの中で地球の ことを考える事 業</p> <p>実施時期： 平成 21 年度から 実施中</p>	<p>「もっと エコな十 勝づく り」呼び かけ人 (帯広畜 産大学、 帯広市、 北海道十 勝総合振 興局、帯 広開発建 設部)</p>	<p>広小路で開催されている「おびひ ろ広小路ピアガーデン」において、 照明を消し、キャンドルのあかりの 中で一時をすごすことで、会場に集 まったみんなが地球のことを考え る時間を共有する事業である。</p> <p>中心市街地のイメージアップと にぎわいを創出する事業であり、中 心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の 内容：特に なし</p>	<p>特にな し</p>
<p>事業名： おびひろ夢あか りアートの街</p> <p>内容： 帯広駅北多目的 広場にあかりを 設置する事業</p> <p>実施時期： 平成 12 年度～</p>	<p>おびひろ 夢あかり アートの 街実行委 員会</p>	<p>市内の各イルミネーション団体 と連携し、冬景色に映えるあかりの 設置を行い、幻想的な光の地域を創 造するとともに、あかりに繋がれた より大きな地域の形成を目指す。</p> <p>冬期間の魅力ある中心市街地の 形成と活性化を図ることを目的と する事業であり、中心市街地の活 性化に必要である。</p>	<p>支援措置の 内容： 特になし</p>	<p>特にな し</p>

<p>事業名： 駅北多目的広場 花いっぱい事業</p> <p>内容： 帯広市駅北多目的 広場を活用 し、花によるに ぎわいを創出す る事業</p> <p>実施時期： 平成22年度から 実施中</p>	<p>帯広市</p>	<p>中心部に整備した帯広市駅北多 目的広場の外周を花で魅力的に彩 り、景観を向上させ、立ち寄りやす い雰囲気をつくって、多目的広場の 利活用とにぎわい創出を図るため に実施している事業である。</p> <p>帯広商工会議所が多目的広場で 花いっぱいまつりを開催している ほか、各商店街で実施される花いっ ぱい運動とも連動しており、関係者 が連携してにぎわいづくりを進め るものであり、中心市街地の活性化 に必要である。</p>	<p>支援措置の 内容： 特になし</p>	<p>特にな し</p>
<p>事業名： 帯広商工会議所 まちなか支所運 営事業</p> <p>内容： 中心市街地の空 き店舗を活用 し、中心市街地 活性化事業や経 営相談事業を推 進する事業</p> <p>実施時期： 平成22年度から 実施中</p>	<p>帯広商工 会議所</p>	<p>中心市街地の空き店舗を借上げ、 商人塾事業を始めとする中心市街 地活性化に関する事業の推進や、経 営相談事業等を展開する事務所と して活用する事業である。</p> <p>空き店舗の活用が図られると同 時に、中心市街地活性化施策の拠点 となる機能を有することから、中心 市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の 内容： 特になし</p>	<p>特にな し</p>

<p>事業名： 平原通商店街活性化事業</p> <p>内容： 平原通において、活性化方策を検討し、実施する事業</p> <p>実施時期： 平成24年度から実施</p>	<p>帯広平原通商店街振興組合</p>	<p>平原通（西2条通）において、活性化を目指して、既存の道路上のモニメントの活用や、既存設備の改修など、今後のあるべき商店街の姿を考え、方策を検討し、実施していく事業である。</p> <p>商店街が当事者意識を持って自ら事業を練り上げ、展開していくことにより、商店街の魅力づくりを進めるものであるから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 特になし</p>	<p>特になし</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	-------------

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

《公共交通機関の利便性の増進》

本市の中心市街地において、重要な役割を担う公共交通機関は鉄道とバスである。

このうち、バス輸送については、ハード面の取組として、平成13年度から15年度にかけて、駅前に14バース規模のバスターミナルを整備したことで、路線バスをはじめ、都市間バス、空港連絡バスの全ての路線がバスターミナルに乗り入れが可能となり、バス利用者の利便性が格段に向上した。

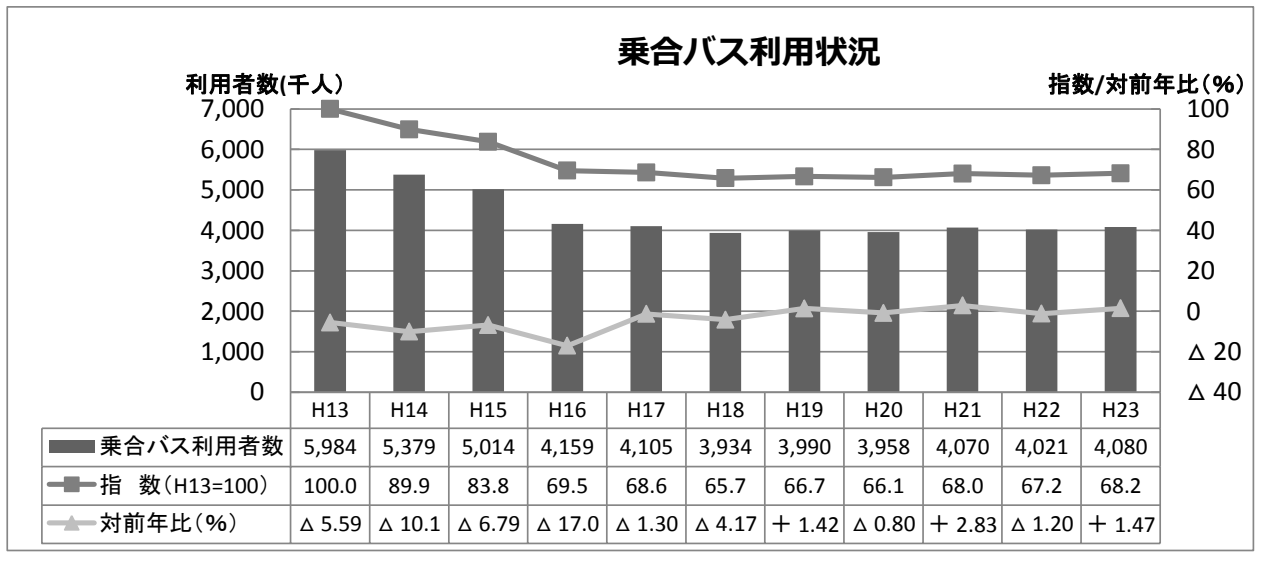
また、平成13年度に「帯広市バス交通活性化基本計画」を策定するとともに、平成15年及び16年に予約制乗合バス実証実験等を行った。その成果を踏まえた事業として、既存路線バスに加え、新しい公共交通サービスとして、市街地で2系統の路線を開設しており、迂回型デマンド運行と隔日運行の特徴を有している。

さらに、平成21年3月には、「帯広市バス交通活性化基本計画」のアクションプログラムとして「帯広市地域公共交通総合連携計画」を策定し、これまでに、市内西地区における路線バスの導入実証実験やバス利用に関する啓発事業等、利用者の増加に向けた様々な取組を展開してきている。

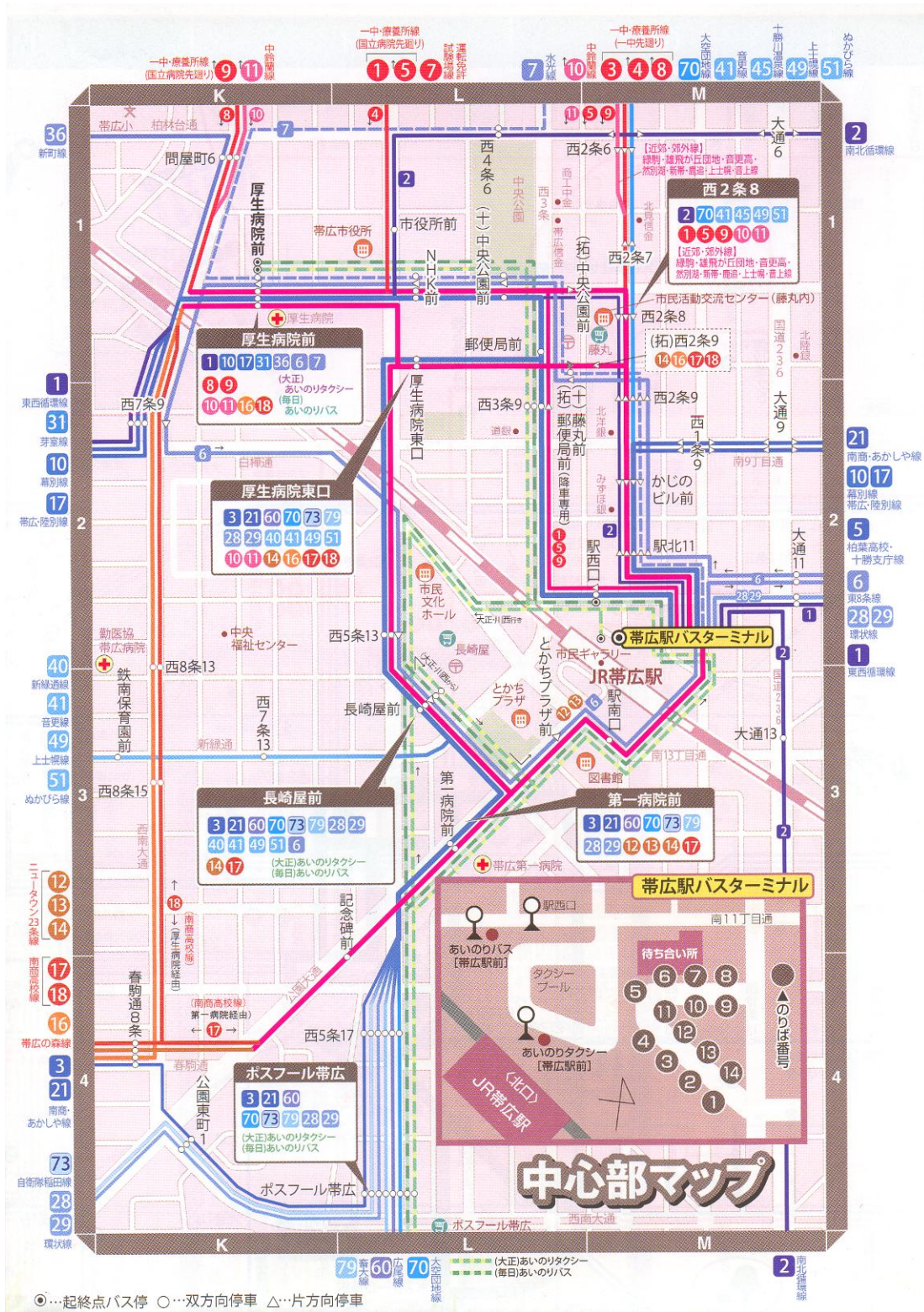
高齢化はさらに進行していく見込みであり、路線バスを中心市街地内の回遊性の向上に活用することは極めて有効であると考えられることから、これまでの取組を踏まえて、今後も必要な事業を展開していかなければならない。

これまでの取組の成果もあって、乗合バス利用者数は一時の減少傾向が落ち着き、現在は横ばいの状況にある。中心市街地の活性化にとって、路線バスを活かした、公共交通機関の利便性の増進は、中心市街地の回遊性を支援・強化する事業として、その必要性は高く、本基本計画に位置づけるものである。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。



○市内中心部バス路線図



[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

※該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

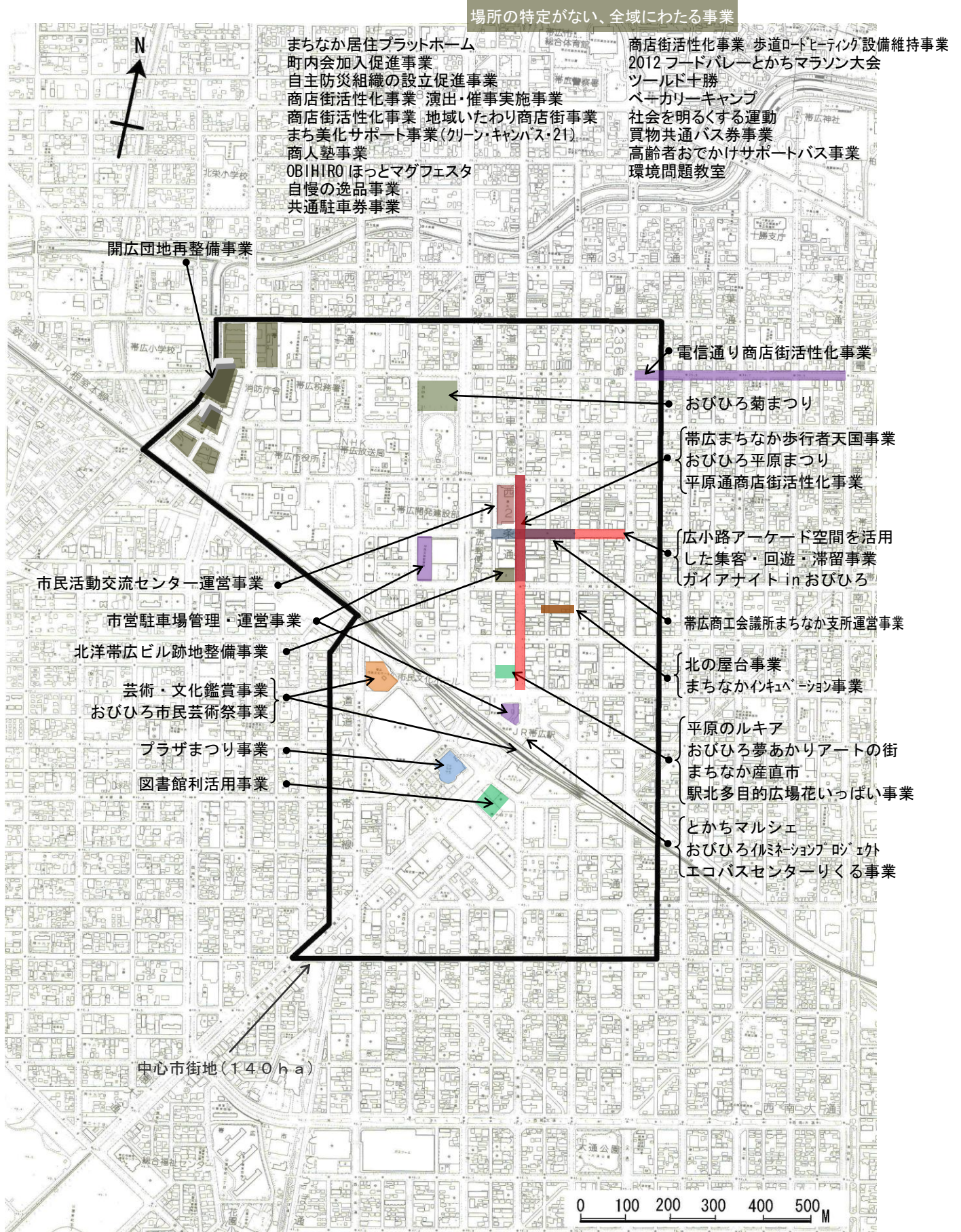
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 買物共通バス券事業</p> <p>内容： バス利用の買物客に共通バス券を提供し来街者の利便を図る事業</p> <p>実施時期： 平成 14 年度から実施中</p>	<p>帯広市商店街振興組合連合会</p>	<p>中心市街地への来街者サービスとして、当該事業参加店での買物によって、いずれのバス会社でも利用可能な共通バス券を提供することで、高齢者などの交通弱者への利便を図るものであり、来街者へのサービス向上とバス利用を促進する事業であることから、公共交通機関の利活用と中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p>	<p>特になし</p>

<p>事業名： 高齢者おでかけサポートバス事業</p> <p>内容： 満 70 歳以上の帯広市民の希望者にバス無料乗車証を交付し、外出・移動を支援することで、社会参加の促進や健康の維持増進、環境負荷低減、道路交通の安全確保を図る。</p> <p>実施時期： 平成 24 年度から実施中</p>	<p>帯広市</p>	<p>満 70 歳以上の帯広市民（年度内に満 70 歳に達する人を含む）のうち、当事業利用希望者に対し、“高齢者バス無料乗車証”を交付。</p> <p>十勝バス・北海道拓殖バス・あいのりバス（毎日交通株式会社）・あいのりタクシー（大正交通有限公司）において、当該乗車証は利用可能。市内停留所間の乗り降りを無料とするもの（一部除外路線あり）。</p> <p>このことにより、高齢者の外出・移動を支援し、健康と生きがいづくりへの支援、高齢者の積極的な社会参加の促進、公共交通機関であるバス利用促進により環境負荷の低減を図り、高齢者の道路交通の安全確保することを目的とするもの。</p> <p>この事業を実施することにより、中心市街地に新たな来街者が予想されることから、来街者の回遊性の向上が見込まれ、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>国以外の支援措置の内容：特になし</p>	<p>特になし</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	-------------

<p>事業名： エコバスセンター りくる事業</p> <p>内容： バスと自転車を 組み合わせ公共 交通の利用促進 を図る事業</p> <p>実施時期： 平成 22 年度か ら実施中</p>	<p>一般社団 法人交通 環境まち づくりセ ンター</p>	<p>帯広駅北口バスターミナルにお いて、レンタルサイクルサービス を提供することにより、公共交通 の利用促進と観光客への交通利便 を確保する。</p> <p>この事業を実施することによ り、中心市街地をはじめ、来街者 の回遊性の向上が見込まれること から、中心市街地の活性化に必要 な事業である。</p>	<p>国以外の支 援措置の内 容：特にな し</p>	<p>特にな し</p>
<p>事業名： 環境問題教室</p> <p>内容： 公共交通の優位 性について啓発 し、公共交通機 関の利用促進を 図る事業</p> <p>実施時期： 平成 19 年度か ら実施中</p>	<p>帯広市ほ か</p>	<p>環境問題等をテーマに、自家用 車利用に対する公共交通機関の優 位性を啓発することで、過度な自 家用車依存から脱却し、公共交通 を利用する習慣への転換を推進す る事業である。</p> <p>公共交通機関の利用促進が図ら れることにより、バス路線等の維 持・拡大につながっていくことが 期待され、公共交通機関が集中す る中心市街地における交通の利便 性の確保が図られることから、中 心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の 内容： 特になし</p>	<p>特にな し</p>

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所（43事業）



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等	
<p>本市においては、平成9年4月1日に、都心部活性化推進本部を設置し、全庁を挙げた中心市街地の活性化に取り組んでいる。さらに、本市における最高意志決定の場である全体庁議においても常に主要議題として取り上げることにより、明確な方針を堅持することとする。</p> <p>また、平成19年度に商業振興と都市基盤整備の2課を統合することにより、改正中活法の趣旨を踏まえた庁内体制が確立した。</p> <p>〈中心市街地活性化基本計画の策定に向けた経過〉</p> <ul style="list-style-type: none">・平成24年4月16日 帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第1回）・平成24年5月11日 全体庁議・平成24年6月26日 帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第2回）・平成24年7月4日 全体庁議・平成24年7月13日～8月12日 パブリックコメントの実施 「第2期帯広市中心市街地活性化基本計画（原案）について」・平成24年8月22日 帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第3回）・平成24年8月29日 全体庁議	
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	
<p>帯広商工会議所が中心となって、平成18年12月「中心市街地活性化協議会設立準備会」を発足し、法定協議会の設立に向けて、協議会準備会委員等の協議を開始した。</p> <p>平成19年1月より「中心市街地活性化協議会準備会」において、具体的事業等の協議を行っている。</p>	
<p>協議会の設立</p> <ul style="list-style-type: none">・法第15条第1項第1号「イ」特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」・法第15条第1項第2号「イ」帯広商工会議所により組織する。 <p>なお、特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」については、法第52条に規定する業務を定款に追加し、変更認可を受けたことから、法第51条の規定にもとづき中心市街地整備推進機構として指定（平成19年4月20日）した。</p> <p>また、平成24年度には、第2期帯広市中心市街地活性化基本計画の策定のため、協議会の構成員を大幅に変更している。</p>	

協議会の構成員（平成24年度～）

協議会 役 職	団 体 ・ 所 属	氏 名
会 長	帯広信用金庫 地域経済振興部 執行役員 部長	秋元 和夫
副会長	帯広商工会議所 副会頭	藤本 長章
副会長	NPO法人十勝まちづくり住の会 理事長	金澤 耿
委 員	帯広市 商工観光部長	阿部 信一
〃	帯広市商店街振興組合連合会 理事長	夷石 行夫
〃	帯広商工会議所 商業委員長	奥原 宏
〃	とち帯広デザイン協議会 会長	金澤 和彦
〃	北の起業広場(協) 専務理事	久保 裕史
〃	帯広市商店街振興組合連合会 専務理事	杉山 輝子
〃	帯広畜産大学 准教授	仙北谷 康
〃	十勝地区バス協会 会長	野村 文吾
〃	帯広まちなか歩行者天国実行委員会 実行委員長	細川 吉博

協議会の開催経過

- ・平成 24 年 3 月 22 日 第 1 期計画の総括について
- ・平成 24 年 6 月 4 日 第 2 期計画骨子案について
- ・平成 24 年 7 月 2 日 第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて
- ・平成 24 年 7 月 11 日 第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて
- ・平成 24 年 7 月 12 日 第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて
- ・平成 24 年 8 月 2 日 第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて
- ・平成 24 年 8 月 29 日 第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて

第 2 期計画を推進するための仕組みづくり

中心市街地における商業者を始めとする関係者が自らの創意・工夫により、これまで以上に当事者意識を持って計画が推進されるよう、議論を深めていくこととしている。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] データからみた本市と中心市街地の現状」の欄に、統計的データによる把握・分析を記載。

2) 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 市民からみた中心市街地の現状など」の欄に、地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析を記載。

3) 旧中心市街地活性化法に基づく取組の把握・分析

本市では、平成10年度に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、平成12年度に「帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「人と人とのふれあいを生み出す界隈性の醸成」、「都市機能の更なる集約多様な市民が住みよさを実感する都心居住の推進」、「市街地の整備改善と商業等の活性化に関する事業の集中的、効果的实施」を目標として取り組みを進めた。

目標は「駅周辺核ゾーン」、「界隈性づくりゾーン」、「公共公益ゾーン」、「駅南商業・業務、交流、居住ゾーン」にゾーニングし、計画に記載した合計33事業によって、活性化を図った。

事業の実施状況は、一部完了・実施中のものを含んで事業が28となっており、全体の実施率は、84.8%であった。

基本計画の策定に併せて、帯広商工会議所では「帯広タウン・マネジメント基本構想」を策定し、行政と経済界が密接な連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組み、「北の屋台」、「チャレンジショップ」などの事業を実施してきた。

○帯広市中心市街地活性化基本計画（旧計画）事業の進捗状況（平成18年度末）

	事業数	実施数（一部実施）	実施率
市街地の整備改善事業	14	12	85.7%
商業の活性化事業	16	14	87.5%
市街地の一体的推進事業	3	2	66.7%
合 計	33	28	84.8%

4) 第1期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[5] 第1期帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み」の欄に、「目標の達成状況」、「具体的事業の実績」、「成果と課題」等について記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地の活性化にあたっては、帯広商工会議所や商店街だけでなく、多くの市

民参加のもと、中心市街地はもとより市全体の活性化につながる取組が進められてきている。

様々な主体との連携としては、「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」、「株式会社まちづくり元気おびひろ」などの中心市街地で“まちづくり”に取り組む市民団体・まちづくり会社の参画があげられる。

○帯広まちなか歩行者天国実行委員会

「帯広まちなか歩行者天国」の開催という取り組みを通して、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」を目的に掲げ、最終的には、「地域コミュニティの再生」につなげることを最大の目標としている。

平成18年から継続して実施され、直近の平成23年には、6月から9月までの毎週日曜日和秋・冬各1回の計14回の開催によって、約20万人の来場者を街なかに誘導している。この取組には、商業者とともに、特に若い世代がボランティアとして中心的な活動を果たしているほか、公共性と公益性の観点から警察や道路管理者などの理解のもとに実現したものであり、街なかに賑わいを取り戻し、最終的な目標「地域コミュニティの再生」の実現に向けての取組が継続して進められている。

○株式会社まちづくり元気おびひろ

まちづくり会社として設立され、平成22年に社名変更、組織改編を行ってソフト事業を中心に事業を展開している。現在は、冬の街なかのにぎわいづくりのため、街なかの飲食店でマグカップと飲料を販売する「OBIIHIROほっとマグフェスタ」事業、「北の屋台」店舗での起業者育成のためのチャレンジショップ運営などを行っている。

このほかにも、街なかの清掃活動に商店街や市民ボランティアが定期的に集まり活動するなど、こうした市民参加の様々な主体を巻き込んだ“まちづくり”事業の展開は、中心市街地の活性化に寄与する取組となっている。

中心市街地の活性化にあたっては、こうした取組との連携・調整等を担い、基本計画に基づく中心市街地活性化の実現に寄与する取組を推進するため、「帯広市中心市街地活性化協議会」の果たす役割は大きいものがある。今後、協議会によって、様々な主体を巻き込んだ事業の展開への連携・調整等が図られる。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市では、昭和 49 年から都市公園事業として整備を進めてきた「帯広の森」により、市街地を 400ha の森林のベルトで取り囲み、人口増加の時代においても都市のスプロール化を抑制してきた。このことが、一時、地価の高騰を招き、居住者が隣接自治体へ安価な宅地を求め移り住む結果をなした。

しかし、人口減少時代を迎えた今日、帯広の森の造成に込められた理念は極めて重要であり、都市機能の集積を図るための拠り所となっている。

具体的な取り組みとしては、平成 18 年 3 月に J R 帯広駅の直近に新図書館がオープンしたほか、多様な市民の活動の場として「市民活動交流センター」をストック活用の事例として、平成 18 年 10 月に地元百貨店「藤丸」の 8 階に開設した。また、第 1 期計画では、平成 21 年 3 月に市民ギャラリーを J R 帯広駅地下に整備している。このほか、ハローワークは平成 15 年に中心市街地活性化エリア外からエリア内に移転しており、運動施設、高等学校、美術館及び博物館を除いた公共公益施設は中心市街地に集積している。

なお、開発建設部、税務署及び財務事務所については、現在、市役所近傍において、3 官署の入居を想定した帯広第 2 地方合同庁舎の建設が検討されている。新たな合同庁舎の建設は、都市機能の集積やにぎわいの創出など、中心市街地の活性化はもとより、十勝・帯広の発展に大きく貢献することが期待されることから、中心市街地での早期建設が望まれている。さらに、地域の防災拠点施設としての機能を果たすなど、地域の安全安心を確保する観点からも重要である。

今後も、本市においては都市づくりの基本理念に基づき、諸機能の集積を図っていく。

[2] 都市計画手法の活用

本市における地域地区の用途地域のなかで、準工業地域の占める割合は約 4.5%であり、物資流通業務団地や国道沿線の工住混在地域が主なものではあるが、郊外部での大型集客施設の無秩序な立地が可能であると、本計画で掲げる中心市街地活性化のための各種取組による効果が将来的に薄れることが想定されることから、準工業地域における特別用途地区等の活用により、大規模集客施設の立地を制限した。

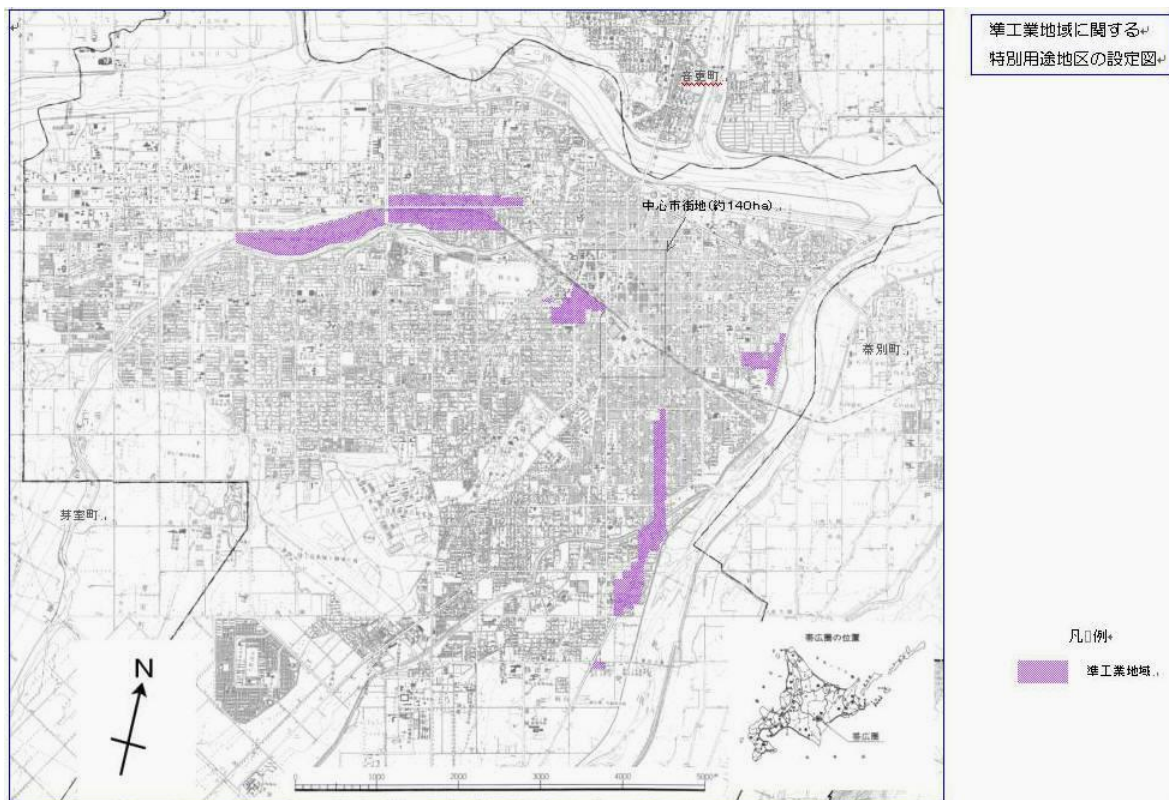
《制限の概要》

帯広市内の準工業地域約 192ha について、特別用途地区等を活用し、大規模集客施設の立地制限を行う。

なお、都市計画法に基づく特別用途地区等の指定及び建築基準法に基づく条例（帯広市特別用途地区内建築物の制限に関する条例）については、平成 19 年 11 月末施行した。

《特別用途地区等の都市計画決定に関する経緯》

平成 19 年 6 月 市都市計画審議会
北海道事前協議
7 月 案の縦覧
北海道同意協議
8 月 決定(変更)告示
10 月 条例制定
11 月 条例施行



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

J R 帯広駅を中心とする約 140ha の中心市街地には、市役所、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ、市民活動交流センター、市民ギャラリー、消防本部、財務事務所、開発建設部、税務署、労働基準監督署、防衛施設庁、ハローワーク、帯広厚生病院、帯広第一病院が立地している。

また、中心市街地における既存ストックの活用状況では、大規模建築物（5 階建以上かつ延床面積 3,000 m²以上、または延床面積 5,000 m²以上の建物とする）は 67 棟あり、主な商業系のビルでは 2 階以上が空いていることが多い。

そのなかで、ストック活用の事例として、ビルの事務所部分を住居にコンバージョンする動きもある。

また、平成 18 年 10 月 1 日にオープンした帯広市市民活動交流センター（地方自治法上の公の施設）は、地元百貨店「藤丸」の 8 階フロアを賃借して開設しており、既存ストックの有効活用の好事例と言えるものである。

本市における大規模集客施設（店舗面積 1 万 m²超の施設）の立地状況は、ふじまるビルほか 6 件で、周辺の音更町、幕別町、芽室町には立地の実績はない。

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を推進する。

事業には、中心市街地及び周辺に集積した都市機能の利便性を高める取組、賑わい拠点を創出する商業施設やまちなか居住の受け皿となる住宅の整備、快適で安心・安全な暮らしによる中心市街地での住環境の向上を図る取組を総合的に進めており、これらの実施により中心市街地の活性化を図っていく。

また、中心商業地区を一体的かつ連携して事業に取り組むことで、それぞれの事業の効果を相乗的に発揮し、中心市街地の活性化を進めていく。

- ・ 開広団地再整備事業
- ・ 北洋帯広ビル跡地整備事業
- ・ まちなか居住プラットフォーム事業
- ・ 帯広まちなか歩行者天国事業
- ・ 広小路アーケード空間を活用した集客及び回遊・滞留事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

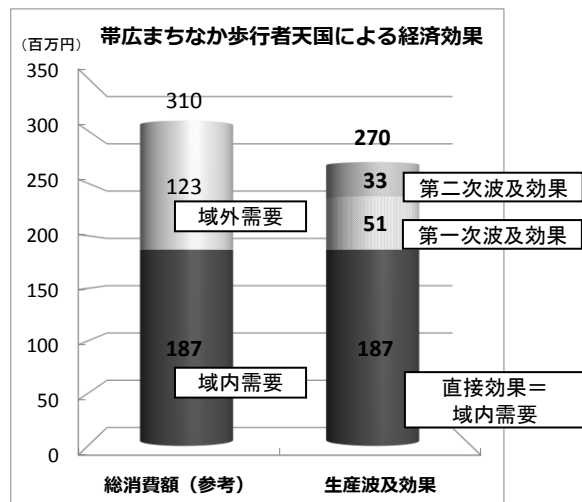
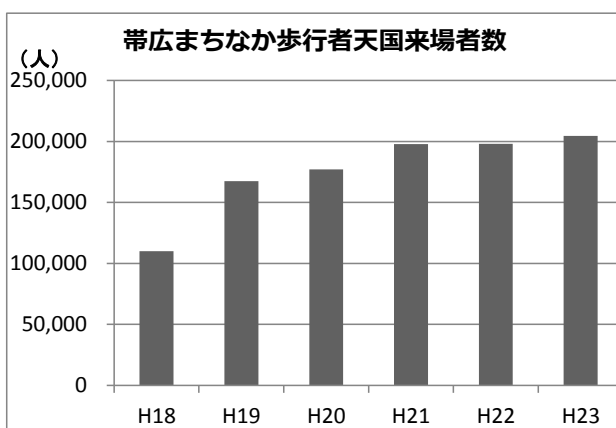
① 帯広まちなか歩行者天国の取組

中心市街地の歩行者通行量が年々減少を続ける状況に、強い危機感が高まり、この危機感を共有し、まちづくりに関心を持つ様々な団体や市民が平成 18 年 1 月に「まちなか歩行者天国大作戦プロジェクト会議」を立ち上げ、準備会として検討を開始し、3 回の会合を重ね、4 月に「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」を設立し、取組の略称を「オビヒロホコテン」として、正式にスタートした。

実行委員会は、「帯広まちなか歩行者天国」の開催という取り組みを通して、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」を目的に掲げ、最終的には、「地域コミュニティの再生」につなげることを最大の目標として活動している。

オビヒロホコテンが他の歩行者天国と大きく異なるのは、交通規制により歩行者専用とした道路空間を、単なる歩行利用にとどまらず、様々なイベント会場として活用した点である。加えて、単発のイベントではなく、「毎週日曜日には、まちなかで何か楽しいことをやっている」という状況を、夏場の約 3 ヶ月にわたって創り出している。

これまでに開催場所の拡大や秋・冬のスペシャル開催など、事業内容を充実させながら 6 年間にわたって開催し、平成 23 年には約 204,500 人の来場者を中心部にもたらず取組となっている。また、平成 23 年のアンケート結果に基づき産業連関表によって推計した十勝管内の経済効果は、2.7 億円となっており経済的にも少なくない効果をもたらしていると言える。



この取組には、商業者とともに、特に若い世代がボランティアとして中心的な活動を果たしているほか、公共性と公益性の観点から警察や道路管理者などの理解のもとに実現したものであり、最終的な目標である「地域コミュニティの再生」の実現に向けた取組が継続して進められている。今後は、商業者とのより一層の連携により、まちなかの賑わい創出効果が期待される。

②帯広広小路商店街アーケード再生等事業

帯広広小路商店街は中心市街地に位置し、市内唯一の全蓋アーケードを有する商店街である。このアーケードは、中心市街地のシンボリックな存在となっているが、昭和 55 年に建設されたものであり、部材の劣化等により外観の悪化や、内部が暗くなるなどの問題が発生していた。

このため、平成 23 年に特定民間中心市街地活性化事業計画を策定し、国の認定と戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金による補助を受け、アーケードの改修及び商店街 Web サイトの作成などの活性化事業を実施した。

今後は、アーケード改修により一新された空間を活用し、帯広まちなか歩行者天国事業などの他の事業と連携しながら、商店街自らが活性化事業を展開し、商業の振興と中心市街地の活性化を推進していくことが期待される。



改修前の広小路アーケード



改修後の広小路アーケード

[2] 都市計画との調和等

○第六期帯広市総合計画（平成 21 年度策定）との整合（再掲）

中心市街地については、市街地の拡大や大型店の郊外立地などにより、空洞化がすすんでいることから、都市の魅力を高め、街なか居住の促進や交流人口の拡大をはかるため、都市機能の集積促進、各種イベントの開催などに取り組み、にぎわいのある中心市街地の形成をすすめる必要があるとしている。

主な施策として、市民や団体が主体的に取り組むイベントや、空き店舗の利活用など、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みの支援、街なか居住を促進する魅力ある居住環境の整備等を掲げている。

○帯広市都市計画マスタープラン(平成 15 年策定)との整合（再掲）

中心市街地については、将来都市構造で地域特性を高める「3つのエリア」のうち帯広・十勝の中心として、人、物、情報が集まり、にぎわいを創出すべき「都心エリア」に位置づけられており、市民、事業者や行政の協働のもとに、十勝・帯広の顔にふさわしい都心をつくり上げていくエリアとされている。

○おびひろまち育てプラン（平成 20 年策定）との整合（再掲）

中心市街地については、帯広市都市計画マスタープランと同じく「都心エリア」に位置付けられており、既存の社会資本ストックを活用し、帯広・十勝にふさわしい、個性と魅力ある街並みや緑豊かな都市景観形成など、都市の顔となるまちづくりを進めることとしている。

[3] その他の事項

○環境モデル都市

帯広市は、平成20年7月に「環境モデル都市」に選定され、低炭素な地域づくりを目指して、「帯広市環境モデル都市行動計画」を策定した。

この計画では、今後のまちづくりの視点・将来像として「住・緑・まちづくり」、「おびひろ発 農・食」、「創資源・創エネ」、「快適・賑わうまち」、「エコな暮らし」を掲げ、「快適・賑わうまち」の具体的取組においては、中心市街地活性化の具現化を掲げている。

帯広市環境モデル都市行動計画における視点と将来像

①住・緑・まちづくり

将来像 ○快適な都市環境が形成された社会 ～森・水・住環境～

100年の大計として取り組む「帯広の森」の育成、豊富な水、きれいな空気など、自然が豊かで住みやすい快適な都市環境の形成を図る。

②おびひろ発 農・食

将来像 ○農地の経済的、環境的価値が進展した社会 ～食料供給・CO₂土壌固定～

広大な農地を温室効果ガスの吸収源とする取り組みを推進し、食料生産と環境に貢献する農業を進めるとともに、日本有数の食料基地としての役割を担う。

③創資源・創エネ

将来像 ○化石燃料に頼らないエネルギー自給社会
○地域資源の有効活用により産業が振興した社会 ～バイオマス・太陽光～

太陽光やバイオマス資源を最大限活用した自然エネルギー利用の進展した自給社会を創出する。

④快適・賑わうまち

将来像 ○コンパクトなまちづくりや、環境負荷の少ない交通体系が進展した社会
～まちなかの賑わい再生～

バスネットワークを再構築するなど、公共交通を中心とした省エネ・低炭素型の地域づくりを進め、まちなかの賑わいを再生する。

⑤エコな暮らし

将来像 ○環境に配慮した生活実践が進展した社会 ～「もったいない」運動～

「もったいない」を合言葉にライフスタイルの転換を図る。
また、脱マイカーや家庭、オフィスにおける「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」、「再資源化（リサイクル）」に取り組み、全市民による環境に配慮した生活スタイルの推進を図る。

資料：帯広市環境モデル都市行動計画

○帯広市産業振興ビジョン

帯広市では、地域経済の発展を支えている中小企業の振興を中心に地域経済の発展を図ることの重要性を認識し、平成19年4月1日に『帯広市中小企業振興基本条例』を施行した。

同条例では、中小企業の振興を図る基本的方向に基づき「中小企業振興のための指針」を定めること等を規定していることから、平成21年2月に地域産業及びその担い手である中小企業等が地域社会の発展に果たす役割の重要性を認識のもと、帯広・十勝を取り巻く社会経済環境の変化等を踏まえ、市と中小企業者等が協働して取り組む産業振興の基本方向や推進する施策などを明らかにすることを目的に、帯広市産業振興ビジョンを策定した。

このビジョンでは、目指す地域産業の姿を「地域力をいかした活力ある地域産業の形成」とし、視点として「地域資源を活用した産業の振興」、「産業間・産学官連携による産業の振興」、「中小企業の活性化による産業の振興」を掲げている。このうち、「中小企業の活性化による産業の振興」において、中小小売商業は、帯広・十勝の顔である帯広市中心市街地はもとより、地域における商業機能の担い手として、地域コミュニティの中で重要な役割があることから、地域の商業機能の充実を促進することとしている。

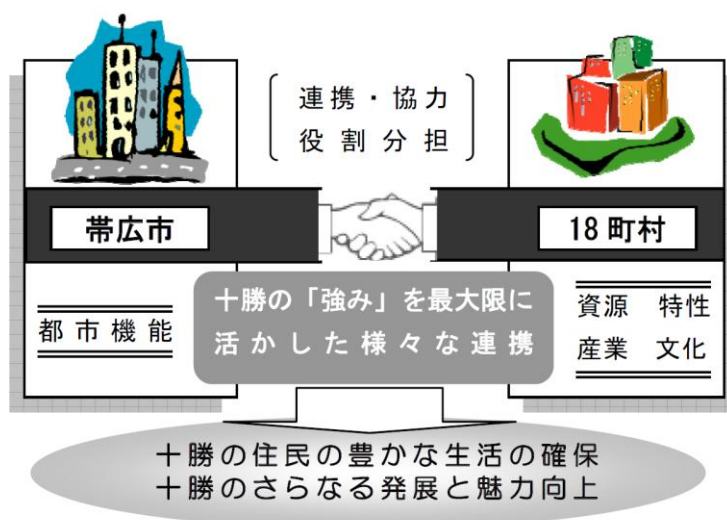
なお、帯広市及び中小企業者等が、中小企業振興及び地域産業振興等に関する事項について協働で検討するため、平成21年度から「帯広市産業振興会議」を設置しており、この会議において、帯広市産業振興ビジョンの効果的な推進方策や、その他中小企業振興及び地域産業振興等について検討を行っている。

○定住自立圏構想

定住自立圏構想は、圏域の中心的な役割を担う「中心市」が圏域全体に必要な都市機能を整備し、「周辺町村」は、環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用し、相互に役割分担をしながら連携と協力を図り、定住の受け皿となる自立した生活圏域の形成を進めるものである。

十勝地域において定住自立圏の形成を目指すため、帯広市は平成22年12月に中心市宣言を行い、平成23年7月には帯広市と十勝18町村との間でそれぞれ定住自立圏の形成に関する協定書が締結された。さらに、同年9月には圏域の将来像や具体的な取り組みを明らかにするため、十勝定住自立圏共生ビジョンを策定している。

このビジョンでは、地域の将来像として、19市町村が農畜産物の高付加価値化や自然エネルギーの活用、観光の広域化などをすすめることで、十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るとともに、保健・医療、福祉、教育、地域公共交通など様々な分野で連携することにより、子どもからお年寄りまで、安全で安心して豊かに暮らせる社会を築きあげ、誰もが住みたい、住み続けたいと思える十勝を目指すこととしている。



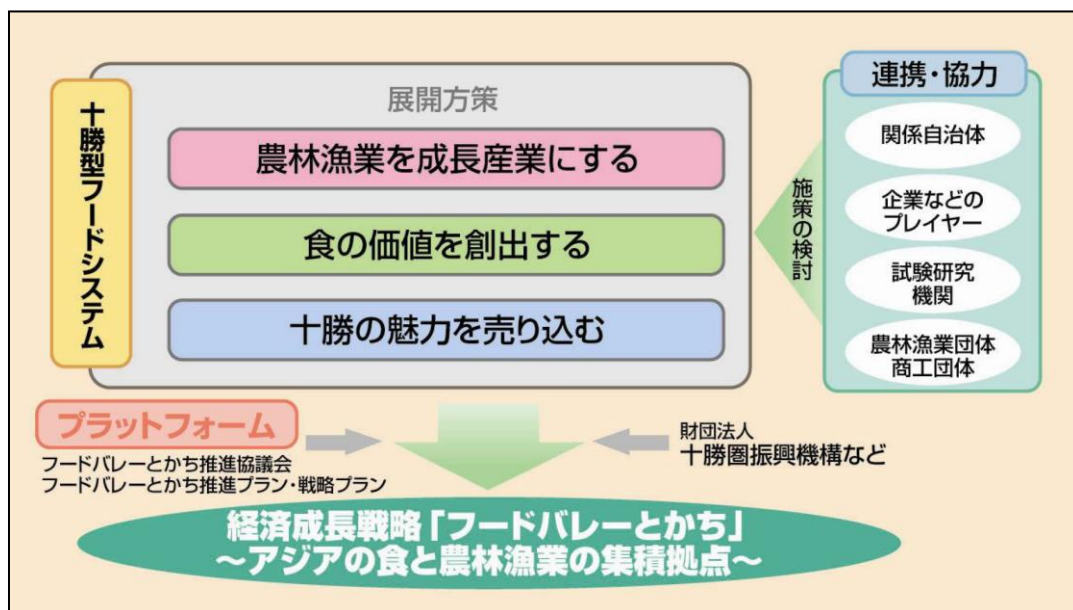
資料：十勝定住自立圏共生ビジョン

○「フードバレーとかち」の取組

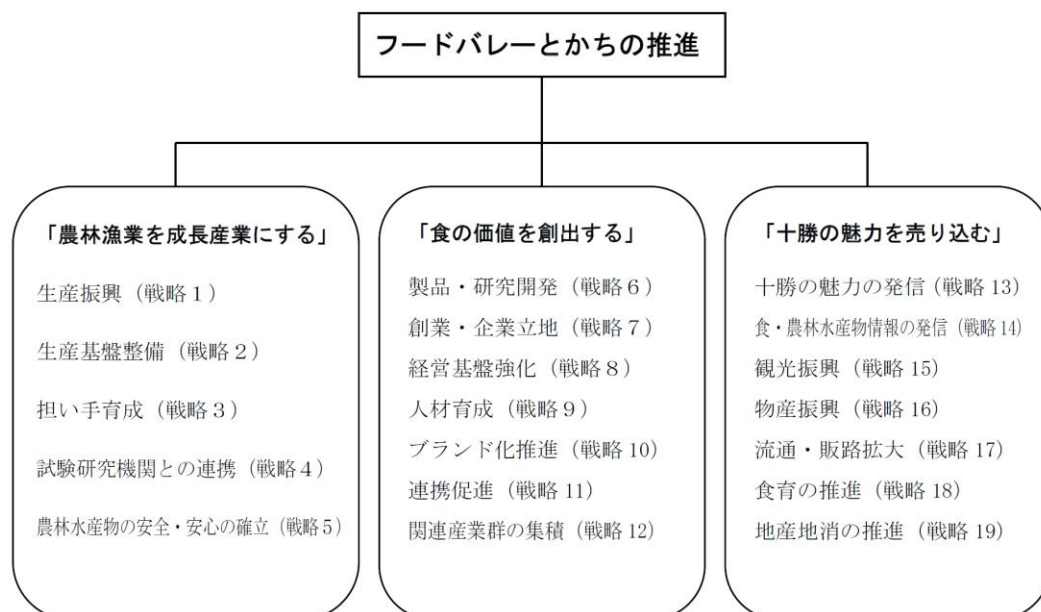
帯広市では、「食と農林漁業」を柱とした地域産業政策の考え方を「フードバレーとかち」と総称し、これからのまちづくりの旗印として、十勝全域とスクラムを組んで進め、まちづくり全体に展開しながら国内外へ地域の魅力を発信する取り組みを進めている。平成24年3月には基本方向や展開方策などを示す「フードバレーとかち推進プラン」及び施策の取り組みの方向性を示す「フードバレーとかち戦略プラン」を策定した。

これらのプランでは、「フードバレーとかち」の推進のため、展開方策として「農林漁業を成長産業にする」、「食の価値を創出する」、「十勝の魅力を売り込む」を掲げ、施策を展開していくこととしている。

また、先に述べた定住自立圏構想や、後述する「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」も、「フードバレーとかち」の推進に活用していく。



資料：「フードバレーとかち」パンフレット



資料：フードバレーとかち戦略プラン

○北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

帯広市を含む十勝管内 19 市町村、札幌市・江別市、函館市の 3 地域が、平成 23 年 12 月に内閣総理大臣から「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」の指定を受けた。

これは、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、平成 23 年 8 月 1 日に施行された総合特別区域法により創設された総合特別区域制度に基づくものである。

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」において、十勝地域は農業と食品産業の連携により、高付加価値食品を新たに生み出すほか、研究拠点を作るとともに、安全で高品質な農畜産物の生産拡大と高付加価値化に取り組むこととしている。



資料：「フードバレーとかち」パンフレット

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。
	4から8までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置 の総合的かつ一体的推進に関する事項」に 記載
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	「10. 中心市街地における都市機能の集 積の促進を図るための措置に関する事項」 に記載
その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のため に必要な事項」に記載	
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改 善のための事業に関する事項」、「5. 都市 福利施設を整備する事業に関する事項」、 「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市 街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体とし て行う居住環境の向上のための事業等 に関する事項」、「7. 中小小売商業高度化事 業、特定商業施設等整備事業その他の商業 の活性化のための事業及び措置に関する 事項」、「8. 4から7までに掲げる事業及 び措置と一体的に推進する事業に関する 事項」にそれぞれ記載
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載

<p>第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること</p>	<p>事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと</p>	<p>「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改 善のための事業に関する事項」、「5. 都市 福利施設を整備する事業に関する事項」、 「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市 街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体とし て行う居住環境の向上のための事業等 に関する事項」、「7. 中小小売商業高度化事 業、特定商業施設等整備事業その他の商業 の活性化のための事業及び措置に関する 事項」、「8. 4から7までに掲げる事業及 び措置と一体的に推進する事業に関する 事項」にそれぞれ記載</p>
	<p>事業の実施スケジュールが 明確であること</p>	<p>「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改 善のための事業に関する事項」、「5. 都市 福利施設を整備する事業に関する事項」、 「6. 公営住宅等を整備する事業、中心市 街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体とし て行う居住環境の向上のための事業等 に関する事項」、「7. 中小小売商業高度化事 業、特定商業施設等整備事業その他の商業 の活性化のための事業及び措置に関する 事項」、「8. 4から7までに掲げる事業及 び措置と一体的に推進する事業に関する 事項」にそれぞれ記載</p>